

2010年3月号

# Antennites

発行 : 社会保険労務士法人エール 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018

TEL 045-549-1071

FAX 045-549-1072

Email: info@sr-yell.com



代表より 代表鎌倉が日経産業新聞の取材を受けました 協会けんぽの保険料率が上がります! 雇用保険法の改正について 手続きをご依頼頂いている事業主様へお願い 新設!助成金情報 労務相談室 ビジネスガイド(日本法令)「労務相談室」連載執筆 スタッフコラム

### 鎌倉です。

今月3歳の誕生日を迎えた娘は、とても口が達者です。

〈んが言ったからだよ」 「ねえ、ママ! 私 もう3歳になったから、これやってもいいよね」「 「イチゴはご飯終わらないと食べたらダメだよ。でも、お薬ちゃんと飲んだら食べてもいいんじゃないかな」 などと、一人前に言い訳をするようになりました。

特に教えたわけではないのですが、言い訳して自分を正当化するのはヒトの本質なのだと、感心します。 一応、私もその言い訳に対抗するのですが、「わかんない」「どうして?」 と抵抗されることもしばしば。 でも、面白いもので、娘の言い訳に対し、耳を傾けてしっかり聞いてあげると、こちらの言うことも聞く耳をもつよう です。

また、最近、「ママ!お手伝いしてあげる。うれしい?」「私もお仕事したい!」と家事を手伝ってくれます。 (本当は手伝われるとかえって大変ですが・・・)

【働きたい、誰かの役に立ちたい、喜ばせたい】 という気持ちも また、 ヒトの本質なのですね。

ふと、仕事の場面に目をやると、ヒトの本質は、大人になっても変わるものではないと思えてくるのです。 ヒトが自分の納得いく仕事をすること、誰かの役にたっていると実感できる仕事をすること は、人間の本質的な 欲求であり、これを尊重することはとても大切なのではないか と改めて感じる今日この頃です。

もう少し大きくなったら、キッザニア(子供が働いて稼ぐ体験ができるテーマパーク)に連れていこうかしら・・・・



弊社 鎌倉が日経の取材を受けました。 2月4日の日経産業新聞「トラブル防止! 虎の巻」にそのときの内容が掲載されました。 「労災の範囲と安全配慮義務」について 述べたものです。 改正労働基準法も過労の問題に関連します。

改正労働基準法対応に関するご相談、 労災に関するご相談など、お気軽にご連絡下さ 610

### 協会けんぽの保険料率が上がります!

全国健康保険協会は、平成 22 年度から保険料率の改定を行い、保険料率を大幅に引き上げることを公表しました。中小企業等で働く人の賃金が低下し保険料収入が落ち込み、加えて新型インフルエンザの流行などにより医療費の支出が増え、協会けんぽの財政が非常に厳しい状況となっているためです。

### 【健康保険料率】

	平成22年2月分まで		平成22年3月分以降	
都道府県	全額	被保険者負担分	全額	被保険者負担分
神奈川県	8.19%	4.095%	9.33%	4.665%
東京都	8.18%	4.09%	9.32%	4.66%
埼玉県	8.17%	4.085%	9.30%	4 . 6 5 %
茨城県	8.18%	4.09%	9.30%	4 . 6 5 %
千葉県	8.17%	4.085%	9.31%	4.655%
栃木県	8.18%	4.09%	9.32%	4.66%
群馬県	8.17%	4.085%	9.31%	4.655%

### 【介護保険料率】 40歳から64歳までの方

	平成22年2月分まで		平成22年3月分以降	
全国一律	全額	被保険者負担分	全額	被保険者負担分
	1.19%	0.595%	1.50%	0.75%

### 【被保険者の月額保険料増加額の目安 (神奈川県の場合)】

月収	健康保険料	介護保険料	
2 0 万円	+1,140円	+310円	
3 0 万円	+1,710円	+465円	
4 0 万円	+2,337円	+635円	



手続きをご依頼頂いている顧問先企業様には、改正後の健康保険料及び介護保険料に 基づく個人別の社会保険料一覧表を、3月中に別途ご案内させて頂きます。

ポイント!

社会保険料を当月控除している会社は3月支給分の給与計算時から、翌月 控除の会社は4月支給分の給与計算時から、保険料率を変更して下さい。



### 新設!! 助成金情報 (H22.2~)

### 新卒者体験雇用奨励金

就職先が決定していない「新規学卒者」を公共職業安定所の紹介により、

3 1日間雇用した事業主に、**対象労働者 1 人につき 8 万円支給 されます。** 

### 【主な支給要件】

対象労働者()を公共職業安定所の紹介により雇用すること

対象労働者を雇い入れの前に予め 『体験雇用求人票』 を出している事業主であること

体験雇用事業の対象者

平成21年10月から平成22年9月末までに卒業した者で、 雇い入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者 ハローワークに求職登録を行い、就職先が未決定の者



新卒者を採用した い企業に朗報!!

### 建設労働者緊急雇用確保助成金

### 建設事業主を対象とした「建設業新分野教育訓練助成金」

建設労働者の雇用を維持しながら、建設業以外の事業に従事するために必要な教育訓練を実施した中 小建設事業主に対して支給されます。

### 【支給額】

教育訓練の実施経費の3分の2(1日当たり20万円。60日分を限度)

教育訓練を受講した労働者の賃金に対し、1人につき1日あたり最大7,000円(60日分を限度)

### 【主な支給要件】

建設事業の中小企業事業主が、建設事業以外の事業を新たに開始すること

教育訓練を開始する日の2週間前までに、労働局に訓練計画を届け出ること

雇用する建設労働者を新分野事業に従事させるために必要な 教育訓練(OFF-JTに限る。)の実施に関する計画を作成すること

教育訓練は有給で行うこと

教育訓練開始前1年間以上継続して雇用されている建設労働者であって、

教育訓練の終了後も引き続き雇用されること

### 建設業以外の事業主を対象とした「建設業離職者雇用開発助成金」

建設業以外の事業主で、45 歳以上60 歳未満の建設業離職者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する者として雇い入れた事業主に対して支給されます。

### 【支給額】

中小企業事業主...90万円

中小企業事業主以外の事業主...50万円



この他、助成金には様々な支給要件があります。 詳細については、エールまでお問い合わせ下さい!

【支給要件の一例】

雇用保険に加入していること、解雇等を行っていないこと、労働保険料を滞納していないこと、等)



### 雇用保険法の改正について

### 「雇用保険の適用範囲の拡大」

(1) 非正規労働者に対する適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6カ月以上の雇用見込み」が<u>「31日以上の雇用見込み」に適用</u> **範囲が拡大されます。** 

(2)雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善

事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったために未加入とされていた者のうち、事業 主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等の書類により確認された者については、 現行の「2年」を超えて遡及適用されます。

この場合において、事業所全体として保険料を納付していないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時効である2年経過後も、保険料を納付しなければなりません。

### 企業にとっては厳しい改正

改正法の施行日は平成22年4月1日の予定です。

(「遡及適用期間の改善」ついては公布の日から9か月以内)。

また、雇用保険料率についても上がる見込みとなっており、現下の不況の中、企業にとっては 厳しい改正といえるでしょう。

改正雇用保険法については現在国会で審議中です。法案が通り次第ご案内させて頂きます。

#### 入退社・扶養削除のご連絡のお願い

手続きをご依頼頂いている事業主様へ

春は人の動きが多くなる季節です。

退職する従業員または、新しく入社する従業員がいらっしゃる場合はお早めに弊社までご連絡下さい。(健康保険証は弊社が手続きをしてから発行まで2週間ほどかかります。)

また、健康保険の被扶養者が就職された場合なども「被扶養者異動届」の提出が必要です。保険証を回収し、弊社までご連絡下さい。

#### 昇給・降給等の賃金の変更のご連絡のお願い

給与の昇給・降給・給与カット・賃金体系の変更(時給 月給 など)・諸手当(通勤手当を含む) の変更・役員報酬の変更・休業手当の支払などがある場合は、お手数ですが、必ずご連絡下さいま すようお願い致します。大幅な変更がある場合は、標準報酬月額の見直し(月額変更届)が必要で す。ご連絡をいただかないと変更手続きが遅れ、変更時にさかのぼって標準報酬月額を訂正し、事 業主様・従業員様双方に差額の保険料を負担していただくことになることがございますので、ご連 絡漏れのないようお願い致します。

#### 賃金台帳送付のご依頼

労働保険の年度更新準備のため、3月支給分が確定しましたら、賃金台帳をFAX・メールまたはご郵送頂けますようご協力をお願い申し上げます。



# yeil

### 労務相談室

### 【今月のテーマ】 労働基準監督署の調査について



当社の得意先に労働基準監督署の調査が入ったと聞きました。この、労働基準監督署の調査はどのような種類があるのですか。また、もし調査が入った場合に気をつけなければならないことはありますか。



労働基準監督署の調査(監督)は主に3つあります。

定期監督 災害時監督 申告監督

#### 定期監督について

所轄の労働基準監督署で任意に企業を選び出して調査します。例えば、「今年は派遣業を対象にしよう」など、毎年テーマが決められて調査が行われます。

また、定期監督は監督官が事業所に訪問して行う、「立ち入り調査」と、事前に通知文が送られてくる「呼び出し調査」の2種類があります。

### 災害時監督

労災事故が起こったときに、主に労働安全衛生法違反が無いかを中心に、事故の原因究明と再発防止の ために行います。

### 申告時監督

労働者の申告に基づいて、その裏づけとなる事実を確認するための調査です。上記の調査に比べてかなり厳しい調査です。

なお、調査については、本来の会社の姿を知ろうとするため原則抜き打ちで行われます。

調査の結果、労働基準法違反や労働安全衛生法違反が見つかった場合は、「是正勧告書」が出されます。そして、その改善結果について、一定期日までに「是正報告書」を提出しなければなりません。

是正勧告や是正指導を行っても、報告のない企業、違反行為を繰り返している企業は、再度、調査が入る場合があります。また、労災事故が頻繁におこる企業に対して行われることもあります。

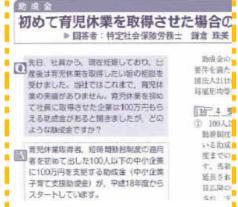
労働基準監督署の調査が入ったときは、誠意を持って協力的に対応することが大切です。 虚偽の報告や 書類の改ざんは絶対に行ってはいけません。

エールでは、労働基準監督官との折衝、是正勧告への対応提案等、労働基準監督署調査の立ち会いを お受けしております。お悩みの企業様は是非ご相談〈ださい。

#### 労働基準監督署が重視する主なチェック項目

- ・就業規則の有無 ・労働時間管理方法 ・残業時間数及び休日数 ・割増賃金の支払い状況
- ・36協定の締結状況 ・健康診断の実施状況 ・有給休暇の付与 ・・・等





鎌倉が人事・労務の専門誌「ビジネスガイド」(日本法令)の労務相談コーナー3月号の回答者として登場。 今月のテーマは「初めて育児休業を取得させた場合」 関心をお持ちの企業様はご一報下さい。執筆記事をご案内致します。

# スタッフコラム

今月のコラムは、 **小寺 美穂**が 担当します。



小寺です。

先日、妹と姪(2歳11ヶ月、9ヶ月)と4人で、みなとみらいの某ホテルに宿泊しました。姪と日中遊ぶこと はあっても、一晩一緒に過ごすのは初めて。期待と不安でその日を迎えました。

夜は雪が降るといわれた寒い日にもかかわらず、コスモワールド(遊園地)のキッズコーナーへ。初めて姪とお子様の乗り物に乗りましたが、気に入った乗り物だと「もう1回、もう1回」と乗り物から降りないのでひきずり下ろす、寒さのあまりお漏らしをする等々、自分の日常生活には無縁の大変さを体験しました。自分がルールである子どもに大人の常識が通用するわけはなく、子育ての苦労に四苦八苦でした。

9ヶ月の下の子は、現在ママ(妹)しか全く受付けない状態で、どんなに泣きわめいていても妹が抱いた瞬間に ピタっと泣きやみます。ウソ泣き!?と疑いたくなる位の変り身です。妹以外の人間が抱いたら、まるで怪獣かの ように泣き続けます。どこにそんな体力があるのでしょうか。そんな中、夕方になると上の子も疲れて妹しか受付 けなくなり、「ママ、ママ」と駄々をこね、どれだけ大変だったことか。

自分のストレスが極限に達すると、「このままだと虐待するかもしれないから話を聞いて!」と妹から電話がありますが、今まで以上に話を聞いてあげなければと感じた日でもありました。

さて、更なる魔の時間は夜遅くになってからです。興奮して眠れない上の子は、部屋の中で走り回っていました。 もちろん注意しても全くダメ。そんな中、つまずいて棚に耳をぶつけ、耳が腫れあがってしまいました。当然「痛い、痛い」と泣きわめく。その声で寝ていた下の子も起きて泣きわめく。子どもたちによる大演奏(騒音)会の始まりです。 深夜になりやっと寝静まったと思いきや、下の子は3時間おきに授乳のために起きる、その合間をぬったように上の子も夜泣きで起きる。妹は、ここ何年も3時間以上の睡眠はとってないとのこと。

その時出た話が、ちょっと古いですが子ども手当てについてです。妹の場合、義弟が毎晩帰るのが深夜で休日も 出勤。労働基準法はひとまず忘れて、子育ては妹一人が行っている状況です。子ども手当てがもらえるのは確かに 嬉しいけど、現金は将来のために貯金してしまうので、日中に格安で子どもを預かってくれる施設や保育園幼稚園 の拡充等、子育てのサポートをしてくれる費用にあててくれる方がいいそうです。

仕事を含め日頃の生活の中で、どうしても自分を中心に物事を考えがちです。周りのことを考えているつもりでも、自分の価値観を標準として考えてしまうことは多々あります。子ども手当ても、育児がはるか昔に終わった方や優遇された生活の中で育児をされた方と、今、まさに子育てをしている方々とでは求めるものや考えることが違います。こういうアンマッチをしっかりと認識してもらえれば、もう少し身近な政治、住みやすい日本になってくれるのではと感じた日でもありました。

₩₩₩₩₩₩